## 広島県告示第九百五十六号

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

令和七年十一月六日いて、令和七年十一月二十日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所にお

広島県知事 湯

県道上蒲刈島循環線	路線名
呉市蒲刈町田戸字長崎一○○二三番一地先まで呉市蒲刈町田戸字長崎一○○二三番一地先から	供用を開始する区間
令和七年一一月六日	供用を開始する日